

ちはや後援会規約

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この会は海上自衛隊を支援し、潜水艦隊・第一潜水隊群に所属する、潜水艦救難艦“ちはや”の諸活動を理解し、国家の安全に貢献する“ちはや”の活動を支援・協力する事を目的とする。
また、阪神基地隊に対する支援・協力もあわせて行う。

(名 称)

- 第2条 この会は、ちはや後援会と称する。

(事 務 所)

- 第3条 この会は、事務所を事務局長宅に置く。

(組 織)

- 第4条 この会は、艦の名前の由来となった千早城ゆかりの千早赤阪はじめ、この会の趣旨に賛同する会員をもって組織する。

(事 業)

- 第5条 この会は、前条目的達成のため、以下の事業を行う
- (1) 潜水艦救難艦“ちはや”および阪神基地隊に対する協力に関するこ
 - (2) 艦艇及び基地の訪問・研修等、会員と隊員・乗組員との交流に関するこ
 - (3) その他艦艇及び基地の活動に必要な事業に関するこ
 - (4) 会員相互の親睦に関するこ (会員名簿・会報の配布等)
 - (5) 関連諸団体との友好に関するこ
 - (6) その他海上自衛隊の各種行事等の参加に関するこ

(会 員)

- 第6条 この会の会員は、賛同する個人会員、会社・団体等の法人会員を持って構成する
- (1) 入会は、入会申込書の提出をもって承認される
 - (2) 退会は、退会を申し出た時とする

第2章 役員

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名以内 |
| (5) 事務局長（理事兼任） | 1名 |
| (6) 事務局次長 | 1名 |

(役員を選任)

第8条 役員は会員の中から互選する

- (2) 会長は総会において理事会で選出する

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、職務を代行する
(3) 理事は、理事会を組織し本会の運営にあたり重要事項を協議する
(4) 監事は、本会の会計および、会務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

(名誉会長)

第11条 この会に名誉会長をおく

名誉会長は、必要に応じ役員会をはじめ会務に参加し、会務遂行に対し必要な助言等を行う

(顧問等)

第12条 この会に顧問をおくことができる

第3章 会 議

(総 会)

第13条 総会は、年1回開催し、会長が招集する

(2) 総会の決議は出席者の過半数により決する

(3) 総会は次の事項を決議する

1. 事業報告および収支決算の承認
2. 事業計画および収支予算の決定
3. 会則変更の承認
4. 役員を選任
5. その他重要事項の承認

(役員会等)

第14条 この会に、役員会を置く

(2) 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する

(3) 役員会は、必要に応じて会長が召集する

(4) 役員会の決議は、出席者の過半数により決する

第4章 会 計

(経 費)

第15条 この会の必要な経費は、入会費および当日会費、その他の収入により支弁する

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする

(資産の保管)

第17条 入会費、その他の収入金は、金融機関に預けるものとし、会計は事務局が兼務する

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする

第5章 細則

(細則の制定)

第19条 この会の運営に必要な細則は、役員会の議決を経てこれを定める

付 則 この規約は平成19年4月1日より実施する。

ちはや後援会 細 則

(ちはや支援)

第1条 潜水艦救難艦ちはやへの協力支援

ちはや乗員との交流、ならびに理解を深めるためのちはや艦上での研修
関西地区へのちはや入港時の支援協力

(阪神基地隊に対する協力支援)

第2条 阪神基地隊に対する協力支援

阪神基地隊における広報等、各種行事への参加
隊員との交流ならびに隊への理解を深めるための部隊訪問

(海上自衛隊に対する協力支援)

第3条 海上自衛隊に対する協力支援

関西地区入港艦艇に対する協力支援
海上自衛隊入隊希望者に対する支援協力

(関連諸団体との友好)

第4条 関連諸団体の諸活動に対する協力支援

(会員の入退会)

第5条 会員の入退会は以下の通り行う

入会希望者については、会員の推薦を得て入会申込書の提出をもって行う
事務局は入会の処理を行う
退会は会員の退会の意思を原則とする

(会 費)

入会費	個人会員	3,000 円
	法人会員	10,000 円
年会費		5,000 円

当日会費 適時参加者が支払う

付 則

この細則は平成 19 年 04 月 01 日から施行する
この細則の改定は、役員会の承認とする